

【奈良県定期検査手数料】

平成12年4月1日改正

特定計量器の種類	個数	金額
1 非自動はかり		
(一) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、 ひょう量が1トン以下のもの		
(1) ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	1,400円
(2) ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	1,800円
(3) ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	2,200円
(4) ひょう量が500キログラムを超えるもの	1個につき	3,100円
(二) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち 直線目盛のみがあるもの	1個につき	250円
(三) (一)又は(二)に掲げるもの以外のもの		
(1) ひょう量が100キログラム以下のもの	1個につき	500円
(2) ひょう量が250キログラム以下のもの	1個につき	900円
(3) ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	1,500円
(4) ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	2,100円
(5) ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	3,700円
(6) ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	6,900円
(7) ひょう量が10トン以下のもの	1個につき	10,700円
(8) ひょう量が20トン以下のもの	1個につき	15,000円
(9) ひょう量が30トン以下のもの	1個につき	19,100円
(10) ひょう量が40トン以下のもの	1個につき	21,600円
(11) ひょう量が50トン以下のもの	1個につき	29,800円
(12) ひょう量が50トンを超えるもの	1個につき	51,200円
ただし、最小の目量又は表記された感量がひょう量の 1万分の1未満のものにあつては(一)から(三)に掲げる 金額の2倍の額とする。		
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個につき	10円
3 皮革面積計	1個につき	2,500円